

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

池島住宅30・31・37・38号館解体撤去工事他1件監理業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 真鍋建築設計事務所

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 真鍋建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ  
(電話番号 06-6208-9247)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

西三国第2住宅1～4号館解体撤去工事監理業務委託

## 2 契約の相手方

有限会社 岡田建築設計事務所

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社 岡田建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ  
(電話番号 06-6208-9248)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西屋内プール天井改修その他設備工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 日本設備総合研究所

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 日本設備総合研究所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 (企画設計グループ)

(電話番号 06-6208-9349)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪城公園便所改修設備工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

有限会社中井システム企画

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社中井システム企画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2331)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

市岡工営所空調設備改修その他機械設備工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

有限会社中井システム企画

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社中井システム企画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2331)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

姫島保育所便所改修設備工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

有限会社中井システム企画

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社中井システム企画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2331)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

上新庄第1住宅2号館建設工事 設計業務委託

### 2 契約の相手方

(株)阿波設計事務所

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、本設計業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株)阿波設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ (電話番号 06-6208-9256)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

城北住宅16号館外1件耐震改修工事設計業務委託

### 2 契約の相手方

有限会社 徳山建築事務所

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、本設計業務委託について令和4年6月にプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社 徳山建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も得点の高い事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ(耐震化)

(電話番号 06-6208-9445)



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大浪橋住宅1・2・3号館外2件耐震改修その他工事設計業務委託2

## 2 契約の相手方

株式会社 小西建築事務所

## 3 随意契約理由

本業務は、上記案件に含まれる「塩草第2住宅1号館耐震改修工事」の見直し設計を行うものであり、上記業者は平成26年度に実施設計図面の作成及び積算業務（見積書の徴集を含む。）を行い完了している。

塩草第2住宅1号館は、実施設計後、設計内容の変更及び単価の見直しが生じることとなったため、改めて発注に必要となる実施設計の見直し及び積算業務（見積書の徴集を含む。）を行う。

本業務は既に完了している実施設計図面をもとに業務を行うこととなり、当初の設計業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となる。また、株式会社 小西建築事務所であれば、設計内容を熟知しており、図面及び積算データを保有しているため、これを活用することにより効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ(耐震化)  
(電話番号 06-6208-9445)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

環境局鶴見容器包装プラスチック中継施設他1施設新築工事  
設計意図伝達（建築・設備）業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 真鍋建築設計事務所

### 3 随意契約理由

本業務は、工事施工段階において、設計者が設計意図を工事施工者及び監理者に対して遅滞なく正確に伝えるため、実施設計図書に基づき、工事施工者等へ設計意図の説明を行い、工事施工者等からの質疑に対する応答や、工事材料等の選定に関する検討・助言等を行うものである。

株式会社 真鍋建築設計事務所は、令和3年度に実施設計図書の作成を行った業者であり設計内容を熟知していることから、設計意図を遅滞なく正確に伝達し、迅速な意思決定に資することができる唯一の業者である。また、設計者に本業務を委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となることから上記業者と随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06 - 6208 - 9331)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西三国小学校長寿命化改修設備工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社技研エンジニアネットワーク

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社技研エンジニアネットワークは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2331)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

中央卸売市場本場西棟給水設備改修その他設備工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社日本設備総合研究所

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社日本設備総合研究所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2331)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

鷹合小学校プール設置その他設備工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

(株) 総合設備コンサルタント

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 総合設備コンサルタントは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ  
(電話番号 06-6208-9365)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

東中島事業用地内建築物解体撤去工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 宮本設計

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社宮本設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06-6208-9331)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

南幼稚園倉庫棟解体撤去工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 宮本設計

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社宮本設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06-6208-9331)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

新木津川大橋自転車保管所管理事務所他解体撤去工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 宮本設計

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社宮本設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06-6208-9331)



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

もと救護・更生施設大淀寮他解体撤去工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 宮本設計

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社宮本設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06-6208-9331)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

水都国際中学校・高等学校西学舎建設その他工事第4次設計変更設計業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社昭和設計

## 3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる

また、株式会社昭和設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているため、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06-6208-9334)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

西三國小学校長寿命化改修工事監理業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 莫建築事務所

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 莫建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2381)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

東北環境事業センター浴室改修その他工事外3件監理業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 藪内建築事務所

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 藪内建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2381)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

玉津中学校外2校長寿命化改修設備工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

(株) 新日本設備計画

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 新日本設備計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2328)

## 随意契約理由書

1 案件名称

東北環境事業センター浴室改修その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社中井システム企画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社中井システム企画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2331)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

鶴町第6住宅2・3号館建設工事 設計業務委託

## 2 契約の相手方

(株) 都市環境設計

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、本設計業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 都市環境設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ (電話番号 06-6208-9256)

## 随意契約理由書

1 案件名称

新豊崎中学校プール設置その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社URリンケージ 西日本支社

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社URリンケージ 西日本支社は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課（設備グループ）

（電話番号 06-6208-9366）



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

心身障がい者リハビリテーションセンターA 1棟便所改修工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

(株)小河建築設計事務所

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株)小河建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2382)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

佃中学校プール設置その他設備工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社URリンケージ 西日本支社

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社URリンケージ 西日本支社は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課（設備グループ）

（電話番号 06-6208-9365）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東陽中学校プール設置その他設備工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社URリンケージ 西日本支社

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社URリンケージ 西日本支社は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課（設備グループ）

（電話番号 06-6208-9365）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

淡路中学校プール設置その他設備工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社URリンケージ 西日本支社

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社URリンケージ 西日本支社は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 (設備グループ)

(電話番号 06-6208-9366)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

宮原中学校プール設置その他設備工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社URリンケージ 西日本支社

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社URリンケージ 西日本支社は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課（設備グループ）

（電話番号 06-6208-9366）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

生野東第1・2住宅地区改良事業の早期収束に向けた今後の方策についての  
検討調査業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 市浦ハウジング&プランニング

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社市浦ハウジング&プランニングは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局生野南部事務所  
(電話番号 06-6717-8266)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大東小学校プール設置その他設備工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

(株) 総合設備コンサルタント

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 総合設備コンサルタントは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ  
(電話番号 06-6208-9365)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平野中学校外1校長寿命化改修設備工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

(有) 中井システム企画

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(有) 中井システム企画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2328)



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

加美南中学校屋体棟増築その他設備工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社総合設備コンサルタント

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社総合設備コンサルタントは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課（設備グループ）

（電話番号 06-6208-9365）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

泉南メモリアルパーク外壁改修その他工事外3件監理業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 土屋総合設計

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 土屋総合設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2381)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

西部環境事業センター外壁改修その他工事外4件監理業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 アイプラス設計事務所

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 アイプラス設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2381)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

城陽中学校プール設置その他設備工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

(株) 総合計画

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 総合計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ  
(電話番号 06-6208-9365)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

旭東中学校プール設置その他設備工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

(株) 総合計画

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 総合計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ  
(電話番号 06-6208-9365)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

義務教育学校生野未来学園北校舎棟増築その他設備工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社総合設備コンサルタント大阪事務所

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社総合設備コンサルタント大阪事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ  
(電話番号 06-6208-9365)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪城公園事務所非常用発電設備設置その他電気設備工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

有限会社中井システム企画

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社中井システム企画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2331)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

伝法幼稚園建設その他工事第2次設計変更設計（建築・設備）業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 昭和設計

## 3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社昭和設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06 - 6208 - 9331)